

令和3年度厚生労働科学研究費補助金
(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業研究事業)
分担研究報告書

食への支援が必要な子どもがいる家庭へ支援を届けるための連携の際の情報共有の
過程を明らかにする質的研究

研究分担者 三瓶 舞紀子 (日本体育大学体育学部健康学科/国立成育医療研究センター)
研究協力者 新保 幸男 (神奈川県立保健福祉大学保健福祉学研究科)

研究要旨

本邦の行政組織は、健康・福祉を担当する厚生労働省管轄、教育・文化を管轄する文部科学省管轄など機能別組織に基づいており、また個人情報保護法による情報共有の考え方が組織間で異なることもあり、行政内外の情報共有及び連携が行いにくい組織形態にある。一方で、すでに官民の情報共有を含めた連携を基盤としてこどもの健康や食に対して有効と考えられる施策を行っている地方自治体も複数あり、有効と考えられる施策を行っている行政の情報共有の在り方を抽出しその過程を言語化できれば、たとえ特別な力をもつ人材の存在がなくとも官民連携に至る過程を般化、実装し、その有効性を検証することが可能となる。連携をとり有効と考えられる施策を行っている地方自治体について、事例ごとに内容をまとめた報告書は多数あるが、別々に生じている現象の共通する部分と異なる部分とを質的に分析しその過程を示した研究はみあたらない。本研究では、食への支援が必要な子どもがいる家庭へ支援を届けるための連携の際の情報共有の過程を明らかにすることを目的とした。首長の理念・考え方にに基づき、首長へ直接報告・相談しながら間接支援を行うことで事業が進めやすく民間企業等からの食材支援等も得られやすかった。行政内の教育委員会、子ども支援を行う部署、生活困窮者支援を行う部署・関連団体、校長会(学校組織)のスムーズな連携・情報共有を行うには、日常的な顔のみえる情報共有・連携が必要であった。特に行政組織と学校組織との日常的な顔のみえる情報共有・連携は、年単位での関係構築の上で行われていた。日常的な顔のみえる情報共有・連携を行った上で、学校組織の協力を得るために行政組織内部署は、学校の負担を最小限にしていた。学校が保護者へ働きかけるのは、学校の判断として保護者へアプローチを行うときであり、保護者との関係性構築がない場合はそれを行うスクールソーシャルワーカーへ依頼し子どもの支援につなげていた。一方で、ワーカーの数不足など多くの課題も語られた。

A. 研究目的

厚生労働省の推計による本邦の子どもの相対的貧困率は13.5%(厚生労働省2018)で、約7人の1人の子どもが相対的貧困の状態にある。また、国立社会保障・人口問題研究所が

2017年に行った調査では、「過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか(嗜好品は含まない)」に対して「あった」と回答した者は全世帯では約14%、1人親世帯では36%にものぼ

った。特に、子どもが適切な食事をとれないことは、子どもの情動や社会行動などの発達、長期的な身体的・精神的健康、言語表現力、学業成績に悪影響を及ぼす (Shilpa Pai et al., 2020)。

こうした背景から 2019 年 6 月、議員提出による子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年法律第 41 号) が成立し 11 月にはこれらの法律をもとにした「こどもの貧困大綱」に、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されるとともに、子供の貧困対策に関する大綱の記載事項として子供の貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項が追加された (こどもの貧困大綱, 2019)。ここには行政の役割として「市町村においては、福祉や教育等の取組の過程で得られた個別の子供の状況に関する情報を活用することにより、支援を要する子供を広く把握し、効果的に支援へつなげていけるよう…中略…支援していく。」と、「個別の子供の状況に関する情報を活用」が求められている。実際には限られた資源において行政のみで行えることは限られており、行政が持ちうる情報を適切に周囲の関連機関と連携する、官民連携 (PPP; Public Private Partnership; 公共サービスの提供に民間が参画して民間の資源や方法を活用して、公共サービスの効率化や向上を目指す) も視野にいれる必要があると考えられる。

本邦の行政組織は、健康・福祉を担当する厚生労働省管轄、教育・文化を管轄する文部科学省管轄など機能別組織に基づいており、また個人情報保護法による情報共有の考え方が組織間で異なることもあり、行政内外の情報共有及び連携が行いにくい組織形態にある。

一方で、本邦において、すでに官民の情報共有を含めた連携を基盤としてこどもの健康や

食に対して有効と考えられる施策を行っている地方自治体も複数ある (馬場 優子, 2018; 2017; 木村紀子, 2018)。そのような施策は強いリーダーシップをもつ人材の出現により実施に至ることも多く (朴愈美, 2019) そのような特別な能力をもつ人材の有無にも左右されてしまう。同時にこれらの人材が行っていること、またはそうした人材が不在であっても有効と考えられる施策を行っている行政の情報共有の在り方を抽出しその過程を言語化できれば、たとえ特別な力をもつ人材の存在がなくても官民連携に至る過程を般化、実装し、その有効性を検証することが可能となる。連携をとり有効と考えられる施策を行っている地方自治体について、事例ごとに内容をまとめた報告書は多数あるが、別々に生じている現象の共通する部分と異なる部分とを質的に分析しその過程を示した研究はみあたらない。本研究では、食への支援が必要な子どもがいる家庭へ支援を届けるための連携の際の情報共有の過程を明らかにすることを目的としている。

B. 研究方法

1. 研究デザイン

「食への支援が必要な子どもがいる家庭へ支援を届けるための連携の際に、誰がどのように考え行動し情報を共有していき支援を行うに至ったのか」を研究の問いとした、探索的質的研究法により行った。

2. 研究参加者とリクルート

1) 研究参加者

連携に伴う行政組織内の情報共有の考え方が行政内外の情報共有及び連携に大きな影響を与えていると考え、行政組織及びこれに準ずる公的機関を対象とすることが本研究においては妥当と考えた。このため、食への支援が必要な子どもがいる家庭へ支援を届けられた事業

(または事例)を有する行政またはこれに準ずる公的機関に勤務する職員を本研究の対象者とした。

2) リクルート

食支援に関する研究及び活動を日本で幅広く行ってきた協力者へ研究目的を説明した上で選定、紹介の協力を依頼した。選定依頼にあたっては、協力者の意見及び厚生労働省科研費事業「新型コロナウイルス感染症流行下における子ども食堂の運営実態の把握とその効果の検証のための研究」の報告書等を参照した。また、研究協力候補者のリクルートでは、直接オンラインで参加候補者へ研究依頼状を示しながら説明した上で書面による同意が得られた者を本研究の参加者とした。

3. データ収集

2021年10月から2月にかけて研究参加者を対象にインタビューガイドを用いて1時間半から2時間の半構造化面接を行った。インタビューはCOVID-19の感染状況及び研究参加者の希望により対面またはオンラインで実施した。いずれの形態でもインタビュー内容は録音し、沈黙や身振り手振りなど非言語的情報をノートにメモをしてこれも分析の際に参照した。インタビューに先立ち、分析に必要な属性等の情報を回答するフェイスシートへの記載を依頼した。なお、フェイスシートでは、年代、性別、行政職員としての経験、現在の部署での経験年数、部署内での職位・立場、食への支援を行う役割のある部署に所属しているか、所属部署の主な業務内容についてたずねた。さらに、許可が得られた範囲で食支援に関する事業資料を提供してもらい、分析の際に参照した。

4. 分析方法

録音した内容を逐語録におこし、グラウンデッド・セオリー・アプローチの継続的比較分析法を用いて分析を行った。具体的には、文脈の

中での言葉の意味をとらえ、それぞれのストーリーラインを検討しながら、それらを研究の問いにてらしあわせながら個人間、対象者間で比較する方法で検討した。また、分析にあたっては、参加者の言葉の意味を取り違えないよう提供された事業資料やインタビュー中のメモも参照して慎重に検討した。

(倫理面への配慮)

本研究の依頼文では、調査目的のほか、研究への協力は自由意思であること、公表・発表に際しては引用文を含めて個人が特定されないようにすることなどを明記した。また、インタビュー中言いたくないことは言わなくてよいこと、発言内容について部分的に削除することもできることを伝え、分析前に逐語録を確認したいという個別の希望に応じた。フェイスシートやインタビュー中のメモなどは個人名を記載せず個々に付与したIDで識別し施錠管理した。本研究は、国立成育医療研究センター倫理審査委員会(承認番号2021-094)の承認を得て実施した。

C. 研究結果

1. 研究参加者の概要

人口7万人から44万人の規模の6自治体13名へインタビューを実施した。13名中1名は分析の精緻化のため非行政組織であるNPOフードバンク職員を対象者とした。行政6自治体では、軽食や食材の配達、子どもを対象とした調理実習などの直接支援、子ども食堂の立ち上げや食材配布支援などの間接支援、またはこれら両支援を行っていた。研究参加者の年代では、40代が最も多く7人、50歳が2人、60歳以上が2人、30代は2人であった。性別では男性が8名、女性が5名と男性の方が多かった。行政職員としての経験年数では、11年以上15年未満・20年以上25年未満がそれぞれ3人と最

も多かった。次いで 15 年以上 20 年未満が 2 人、その他の年代はいずれも 1 人で経験年数が 5 年に満たない研究参加者は 2 名であった。NPO 職員については、食への支援を行った経験年数を該当させた。参加者の所属する行政内の部署は、主に子どもの教育・運動やその他の活動の支援を行う部署、教育委員会、生活困窮・生活保護者支援を行う部署、関連団体としては社会福祉協議会であった。食を届けた時の部署内での立場は、係長が最も多く 4 人、次いで課長、専門・技術職員がそれぞれ 2 名ずつであった。

2. 食への支援が必要な子どもがいる家庭へ支援を届けるための連携の際の情報共有の過程

現時点での分析における情報共有の過程を記述、プロセス全体図(図 1)を示した。なお、抽出されたカテゴリを[]で、研究参加者の言葉の引用を「」で、また補足情報を()で示した。

1) 行政全体を俯瞰した情報共有

子どもへの食支援のうち、間接支援を行っていた行政では[首長の理念・考え方]に基づき、[首長へ直接報告・相談]しながら事業を立ち上げ、継続していた。非都市部では[首長の後ろ盾がある]ことを根拠に、食材等を提供する企業は参加しやすさにつながったり、直接支援を行う子ども食堂では、モチベーションの維持や安心感につながったりしていた。一方で、直接支援を行っていた行政では、[首長へ説明する際に同行]していたものの[首長の理念・考え方]に関する語りは得られなかった。

生活困窮者支援の部署との連携がなく、かつ、小・中学校校長へ協力を得て事業を実施した行政では[行政施策の一環として行っている]ことを校長会等で確認していた。生活困窮者支援の部署や行政関連団体では、社会福祉法や生活困窮者自立支援法など[法律が根拠になっている]ことが背景にあると考えていた。また、

部長職以上の役職者では、子ども支援に必要な情報を[マスメディアからの情報]や行政職員との会話における[首長・議員からの質問]から得て、自身の所属する行政の事業に反映する必要があるかを検討していた。

2) 行政内部署間および行政関連団体との情報共有・連携

子どもの健康・福祉などを担当する子ども支援の部署、教育委員会は、[日常的な顔の見える連携・情報共有]が必要と考えており、部署間が同じ建物内にある等[物理的な距離が近い]ことで、直接その部署へ行って話すことが可能となっていた。また[日常的な顔の見える連携・情報共有]を通じて、[視点の違いに気づく・知恵をもらえる]うえ、実施前の他部署への事業の説明において、子どものためにとの考え方など[自分の意をくんでくれ]て、子どもに役立つ事業を展開しやすいと感じていた。子ども支援の部署と教育委員会は、これらの意思の共有には、各部署の担当者が[部署異動で複数の視野をもてる]ようになったことが有利に働いていると感じていた。このように[日常的な顔の見える連携・情報共有]を行う中で、実際に事業化し[実施しているのは一部]であった。また、いずれの行政でも子どもの食への支援は、それ自体ではなく[子どもの居場所支援から始ま]っていた。これらの事業の実施をすすめる手続きとしては[担当課や責任者に合意を得ながらすす]めていた。生活困窮者支援の部署・関連団体では、[生活困窮者支援会議を活用する]ことで、個人情報を含む情報共有を行っていた。その際、個々の事例に対して部署・担当が必要十分であるよう[事例によって連携・情報共有のとり方を変え]ていた。

子ども支援の部署では、行政全体の支援対象者を知るために実態調査を行い[実態調査を支援に反映]していた。

3) 教育委員会、生活困窮者支援を行う部署・関連団体) と学校組織との情報共有・連携

学校組織との情報共有・連携において、教育委員会も子ども支援部門も[日常的な顔の見える連携・情報共有]が必要と考えていた。学校に協力を依頼する場合、子ども支援部門が発端となる場合は、[まず教育委員会に協力を願]い、その上で[校長会で事前に説明・相談する]していた。その際、子ども支援部門では[学校への依頼は時間に余裕をもつ]ようにしていた。ただし、COVID-19 感染拡大時の休校時の緊急対応を要する場合は、校長会の合意を含め、事業実施までのプロセスは普段よりも早くすすみ、これは、自分たちと同じように[子どものためにという共通目標]を、校長先生全員もっていたからと考えていた。教育委員会も子ども支援部門も、学校の協力内容においては、具体的な作業は行政で行う等、常に[学校の負担を最小限にする]ようにしていた。

学校組織との[日常的な顔の見える連携・情報共有]できる体制を構築したり、通常の協力依頼においては、[年単位の時間がかかるもの]と考えていた。この際、子ども支援部門では、[教育と福祉の感覚の違いを認識]し、[学校独自の理論・文化があると認識]した上で、[教育に関しては教えを請う立場と考える]ようにしていた。生活困窮者支援を行う関連団体や子ども支援部門では[行政支援・福祉部門の役割を理解してもらう]よう努め、それは年単位で継続的に行っていた。同時に、異なる意見や批判はあっても校長先生方は、自分たちと同じように[子どものためにという共通目標]を、もっていると認識していた。また[校長は仕事も責任も負担が大きい]ため警戒心が高くなると考え、協力依頼の際に[反対意見は根気強く傾聴]していた一方で、[学校の負担を最小限にする]ことで、実際に[運用し始めたら協力してもら

いやすい]ことを実感していた。

学校組織との情報共有・連携に際し、教育委員会では、子ども支援を行う部署や生活困窮者支援を行う関連団体との情報共有・連携において、教育委員会は教育委員会としての[役割をはたす]、子ども支援または生活困窮者支援を行う関連団体は、部署・団体としての[役割をはたす]のだとそれぞれ認識していた。教育委員会と子ども支援を行う部署では、[保護者支援をしないと子どもを守れない]と考えていた。

子どもの食支援などを含めた支援が届いたかどうかは、教育委員会は、生活困窮者支援を行う行政関連団体から、個別の事例については[スクールソーシャルワーカーの報告]を読むことで情報共有していた。学校から教育委員会・子ども支援部門へ事例を含めた情報共有がある場合は、[学校の困りごとの情報共有]なことがほとんどであった。生活困窮者支援を行う部署は、スクールソーシャルワーカーからの[生活困窮者支援会議への事例共有]で共有された事例についてのみ情報を共有していた。

4) 行政内部署と民間組織との情報共有

子ども支援を行う部署または生活困窮者支援を行う関連団体では、[民間主体で継続できる仕組みを構築する]ために、専門支援員や NPO 団体等の組織へ[委託して連携・情報共有する]しつつ[支援・資源配分の流れを把握]していた。飲食店や少人数で実施している子ども食堂や民間ボランティア等に関しては[立ち上げ・継続を支援する][要望を反映する]をしていた。また、[立ち上げ・継続を支援する]ことにつながると考え年に数回、[民間どうしや市民との情報交流の機会をつくる]っていた。また、子ども食堂が継続できるよう[フードバンクなど食材提供する団体情報を収集する]とともに、機会があれば[企業と子ども食堂とを顔つなぎする]していた。また、[マスメディアの取材・

報道を受ける]ことで、個人・企業に事業が周知され、寄付や支援が増えることを実感していた。また子ども食堂への申し込み等の際に保護者に同意をとった上で[食堂からの情報を共有]してもらい[個別支援につなげ]ていたり[子ども食堂に相談支援員を配置]して、[個別支援につなげ]たりしていた。生活困窮者支援を行う部署では[子ども食堂を通じて届いた支援の情報共有]をしていた。

5) 保護者と学校・生活困窮者支援の行政関連団体との情報共有

校長会で同意が得られ、子どもの食支援に関する情報を保護者へ提供したり、食事や食材の提供事業に学校も協力したりする際は[学校から保護者へ連絡]していた。食事や食材を配布にあたり、それらの配布を担当する生活困窮者支援を行う行政関連団体へ住所、氏名、連絡先などの個人情報についての[情報共有の同意を得]ていた。保護者への情報提供は、生活困窮者の保護者・子どもへのスティグマを避けるために[全体に周知]していた。

日常的な子どもの様子を知っている教員が、子どもの家庭への支援が必要と感じた際には、[学校の判断として保護者へのアプローチを行う]ことを学校内で共有し、保護者と関係のある誰か(担任や養護教諭等)から話してみる等[保護者へのアクセス方法を検討]し、関係のある学校内関係者がいない場合など学校内での対応が困難な際には[スクールソーシャルワーカーへ依頼]し、彼らが保護者との関係を構築し支援を行うことで[子どもへの支援]になることを実感していた。教育委員会と生活困窮者支援を行う行政関連団体との[日常的な顔の見える連携・情報共有]がある行政では、保護者が学校へ来校する際に、生活困窮者支援を行う行政関連団体の担当者が[出向いて直接会う]こともあった。

学校の協力を得ておらず、しかし、子ども食堂が行政内住民に周知・積極利用されている行政では、子ども食堂の[利用申込みの機会]に、基本情報、困りごとの該当があるか複数選択、それを解決するために必要なら担当部署から連絡をとってもよいか尋ねるような[保護者の被支援意欲を高める]アンケートを実施し、行政内生活困窮・生活保護者支援への[情報共有の同意を得]ていた。

6) 生活困窮者・生活保護者支援を行う部署・行政関連団体の直接支援における保護者・子どもとの情報共有

生活困窮者支援を行う行政関連団体では、支援につながっていない世帯への食材配布を[支援を行う機会ととらえ]て配布希望のあった全家庭へ直接訪問をしていた。訪問時には、保護者が支援を受ける心理的抵抗が低くなるよう[話を引き出そうとしつつ無理じいしない][役割を伝え直通の連絡先を渡す]ようにしていた。

生活困窮者支援を行う部署では、[自力で支援を求められる人は力をもってる]ため、支援を求められない人へ支援を行うために、子ども食堂への申し込み等の際に保護者に同意をとった上で[食堂からの情報を共有]してもらい[個別支援につなげ]ていたり[子ども食堂に相談支援員を配置]して、[個別支援につなげ]たりしていた。

生活困窮者支援を行う部署・行政関連団体は、行政窓口へ自ら支援を求めてきた人や町内会長や民生委員などの住民が支援の必要な人を連れてきた際には、[想像力を働かせ]てその人の[困りごとを一緒に整理]し、行政の担当ではなくても、単に断るのではなくどうしたらいいか一緒に考える[断らない相談支援]を行っていた。行政窓口は複雑に分岐しているため[連携という名の下にたらい回しにしない]よう、必要であれば被支援者に同伴したり、窓口では

書類作成の支援を行ったりしていた。支援を続ける中で被支援者に望ましい行動変化がみられない場合でも[決して諦めず、タイミングを待つ]ていた。こうした活動の継続により生活困窮者支援を行う部署・行政関連団体は、年単位の[実績を積み重ねて周知される]に至っていた。

生活困窮者支援を行う部署では、行政全体の支援対象者を知るために実態調査を行い[実態調査を支援に反映]していた。また、生活困窮者・生活保護者支援を行う部署では、子ども食堂の立ち上げ後の周知では、直接・間接支援ともに、[他の支援で行政とつながっている子どもたちから支援を開始]していた。

生活困窮者支援を行う部署・行政関連団体では、子ども支援部署や教育委員会に比べて、短期間での職員の異動が少なかったが、その理由についての語りは得られなかった。

7) 担当者の考え

子ども食堂や調理実習など直接支援において、訪れる大人との交流により[子どもはいろいろな大人のモデルを見られる]利点があると考えていた。間接支援を行っていた部長職以上では、子ども食堂等の支援は、食堂経営を行政が行わないことは[民業のなりわいの圧迫をしない]ことでもあると考え、また、子ども食堂の広がりには、[町のにぎわいにつながる]と考えていた。間接支援を行っていた課長職以上では、[支出をおさえてサービスは削らない]ことをいかに行うか行政の仕事であると考えていた。

[首長の理念・考え方]に基づき、[首長へ直接報告・相談]しながら事業を行っていた行政の教育委員会、子ども支援部署、生活困窮者支援部署では、市民、校長、議員など、他からの批判や苦情があっても[結果的に子どもに届いていればよしとする]と考えていた。間接支援を行った行政の子ども支援部署と教育委員会

では、サービスを受けた保護者、民生委員、生活困窮者支援を行う行政関連団体などから、子どもに支援が届いた事例を知らされた時、また事業がうまく進んだと感じた際に[達成感や楽しさを感じ]てモチベーションを高めていた。

また、子ども支援部署と直接支援を行った生活困窮者支援部署の参加者より、子どもの食への支援を含めて、行政が行う支援事業は、アイデア創出の力など[行政担当者による違い]があるとの語りが得られた。

8) 情報共有・連携できない・していない

教育委員会と生活困窮者支援を行う部署で直接支援を行った行政では、保護者に子どもの食への支援について勧めても、保護者が「うちは違う」など拒否されたり、電話しても出ない(学校の場合は)保護者会には来られないので会えなかったり等で情報提供ができない際は[保護者の理解・同意が得られない]ため子どもが支援を受けることができないと感じていた。特に子どもが不登校の場合は、スクールソーシャルワーカーの依頼ができず、子どもの安否確認すら不明な場合があった。教育委員会は、スクールソーシャルワーカーが保護者と関係性が構築された場合は支援につながる可能性が高まるが[スクールソーシャルワーカー数の不足]により、必要な家庭すべてに対応はできていないと感じていた。

学校との連携がなかった行政の生活困窮者支援部署では、[学校との関係構築はハードルが高い]と感じており、また学校に事業協力を一部依頼できた教育委員会においても[学校による温度差]により、支援を活かせるかは学校次第で、子どもに支援が届くかどうかは学校によるばらつきがあると感じていた。また、学校が教育委員会や子ども支援部門、生活困窮者支援を行う部署へ共有しない場合(または事例)については、[個の支援情報の共有]ができてい

なかった。

また、ソーシャルスクールワーカーは、学校にいる間のみの保護者とのかわりになり、スクールソーシャルワーカーと生活困窮者支援を行う部署・行政関連団体との直接のつながりや教育委員会を通じての事例の情報共有がない行政の教育委員会では、[義務教育後のつながり]が途絶え、家庭や子どもへの情報共有・連携による支援が突然なくなることを懸念していた。

間接支援を行った子ども支援部署と生活困窮者支援を行う部署では、子どもの食への支援では、家庭の経済状況の悪さが注目されているが、経済状況が良くても、保護者からの無関心や体験の貧困など支援を必要とする子どもがいると考えられ[全ての課題は押し量れない]と感じていた。

D. 考察

現在の分析までで、首長の理念・考え方に基づくなど行政全体を俯瞰した情報共有、行政内の子ども支援の部署、教育委員会、生活困窮・生活保護者支援の部署との日常的な顔の見える連携・情報共有、子ども支援部署・教育委員会と学校組織との日常的な顔の見える連携・情報共有、子ども支援部署・生活困窮者支援部署と民間組織との連携・情報共有、保護者と学校・生活困窮者支援を行う行政関連団体との連携・情報共有、生活困窮者・生活保護者支援部署・行政関連団体の直接支援における保護者・子どもとの連携・情報共有の過程について記述した。

行政全体を俯瞰した情報共有では、間接支援を行っていた行政の特徴として、首長の理念・考え方に基つき、首長へ直接報告・相談しながら、事業をたちあげ継続していた。また、首長、議員からの質問・要望に対してその行政での事業実施の必要性や得られる結果を検討しそれ

らに依っていた。行政勤務者は、その行政の住民がサービスを行う対象者となる。首長・議員は、選挙で選ばれたいわば住民の代表でもあり、サービスを行う対象者の代表ともいえる。このため、特に最終決定権を持つ首長の理念・考え方に基づいた仕事をするのは行政勤務者として事業の着手・継続について矛盾なく取り組むことができ、また何らかのトラブル時にも説明しやすいのではないかと。また、首長の理念・考え方に基づいていることは、予算の最終決定を行う首長に承認を得ているともいえ、その事業に対する費用が捻出されるということも意味する。このため首長の理念・考え方に基づかない場合と比較して事業の着手・継続が容易であると考えられる。また、首長の理念・考え方に基づいていることが民間企業の参加を増加させたり、子ども食堂の安心につながるなどの語りが得られた。これは、(利益を出すことが必要な)民間企業や子ども食堂では、組行政の都合で突然取りやめになり損出を出すリスクも考慮する必要があり、一方で、首長の考えのもとに実施されている事業であれば、そのリスクが低いと考えたことも背景にあるのではないかと。

行政内の子ども支援の部署、教育委員会、生活困窮・生活保護者支援の部署との[日常的な顔の見える連携・情報共有]の必要性が複数の語りが参加者から得られた。また、他部署担当者とのこうした日常的な会話により[視点の違いに気づく・知恵をもらえ]たり、各担当者が[部署異動で複数の視野をもてる]ようになっていることが有利であると考えていたこと、また、これらにより[自分の意をくんでもらえる]ことが事業実施の利点になることも語られていた。[日常的な顔の見える連携・情報共有]が必要なのは、部署によりその役割や目的が異なること、前述した行政内の縦割り構造において互いの役割及び目的について、日常的に顔を突

き合わせて共有する必要が事業の着手及び継続に必要なことから考える。

教育委員会・生活困窮者支援を行う部署・関連団体と学校組織との情報共有・連携では、やはり[日常的な顔の見える連携・情報共有]の必要性の語りが複数得られた。学校組織は、行政内組織以上に、組織形態も全く異なる組織である。年単位の時間をかけて、学校組織との[日常的な顔の見える連携・情報共有]を構築した上で、学校責任者である校長に対して[校長会で事前に説明・相談]したり、この際に時間に余裕をもつようにしたり、学校の負担を最小限にして依頼を受けやすくしたりしていた。行政内各部署が学校組織に対して細やかに配慮し丁寧に目的の共有を講じていることがうかがわれた。

子ども支援部署・生活困窮者支援部署と民間組織との連携・情報共有では、民間組織の大きさや力量に応じた間接支援を行うことで、[民間主体で継続できる仕組みを構築する]ことを目指していた。これは、行政の支出財源は税金であり、同じ事業がいつまで継続できるか不確実性もある。子どもへの支援を長く続けることができるためには、この不確実性に左右されない仕組みを構築する必要があるからと考える。

保護者と学校・生活困窮者支援を行う行政関連団体との連携・情報共有において、学校からの情報提供では、保護者への情報提供はスティグマを避けるために全体に周知していた。また、個別の支援が必要だと学校内で共有認識がある場合には、スクールソーシャルワーカーへ依頼して彼らに保護者との関係性を構築してもらうことで、子どもの支援につなげていた。親権等により、たとえ子どもの支援になっても保護者の同意が得られなければ行政や民間団体は子どもへの直接支援を行うことはできない。保護者が支援を拒否してしまえば、子ど

もの支援を行う手立てはなくなってしまう。このため子どもの支援を行うためには、まず保護者の関係性を構築し支援を行う必要があるが、学校の教員がそのような支援を行うことは非現実的であり、スクールソーシャルワーカーの存在は、教育委員会にとっても頼りになる心強い職種として認識されていた。一方で、スクールソーシャルワーカーの数は、必要な家庭に対して不十分であること、不登校の子どもは支援につなげられないこと、生活困窮者支援部署等に情報共有がなければ中学校卒業後に突然支援が途絶えてしまう可能性などとりくむべき課題もあると語られていた。

E. 結論

首長の理念・考え方にに基づき、首長へ直接報告・相談しながら間接支援を行うことで事業が進めやすく民間企業等からの食材支援等も得られやすかった。行政内の教育委員会、子ども支援を行う部署、生活困窮者支援を行う部署・関連団体、校長会（学校組織）のスムーズな連携・情報共有を行うには、日常的な顔のみえる情報共有・連携が必要であった。その上で学校組織の協力を得るために行政組織内部署は、学校の負担を最小限にしていた。学校が保護者へ働きかけるのは、学校の判断として保護者へアプローチを行うときであり、保護者との関係性構築がない場合はそれを行うスクールソーシャルワーカーへ依頼し子どもの支援につなげていた。一方で、ワーカーの数不足など多くの課題も語られた。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

